



発行
東京都

目次

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………
……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…

告示

●東京都告示第八百四十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年八月六日

東京都知事 小池 百合子

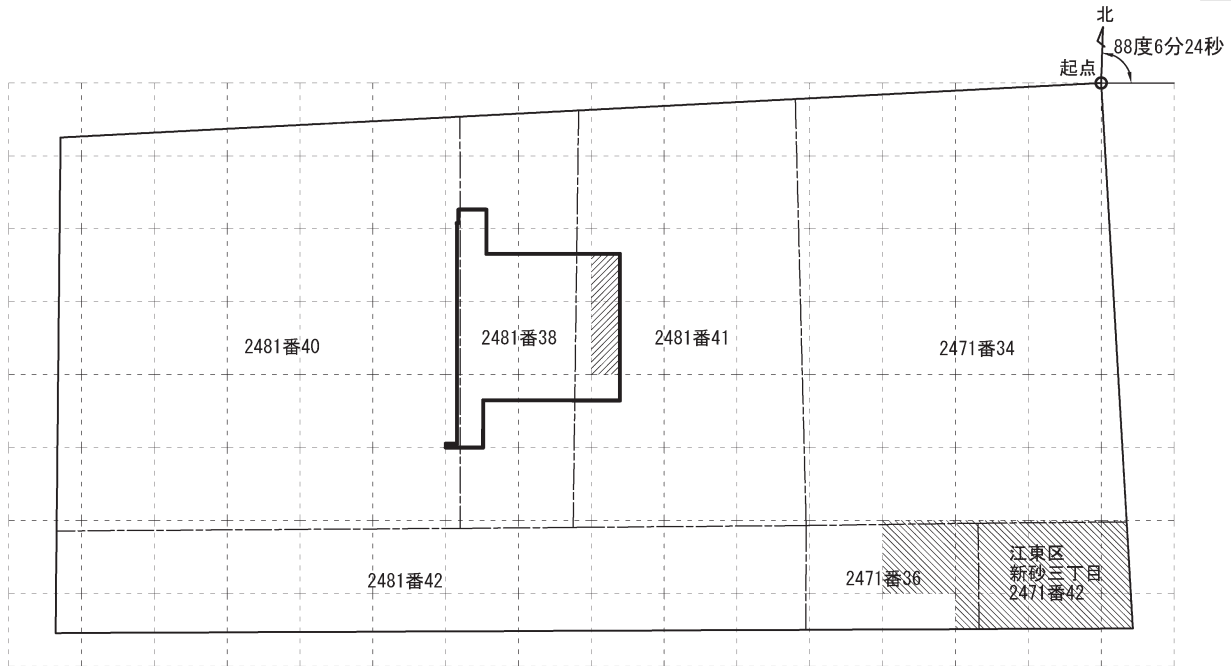
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区新砂三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準

に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

別図



【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- : 調査対象地
- ▨: 形質変更時要届出区域
(令和5年東京都告示第828号により指定した区域)
- ▨: 形質変更時要届出区域
(規則第58条第5項第12号に該当する区域)
(この告示により指定する区域)

【起点】

起点は、江東区新砂三丁目2471番34の最北端とする。

【格子の回転角度(88度6分24秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百四十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年八月六日

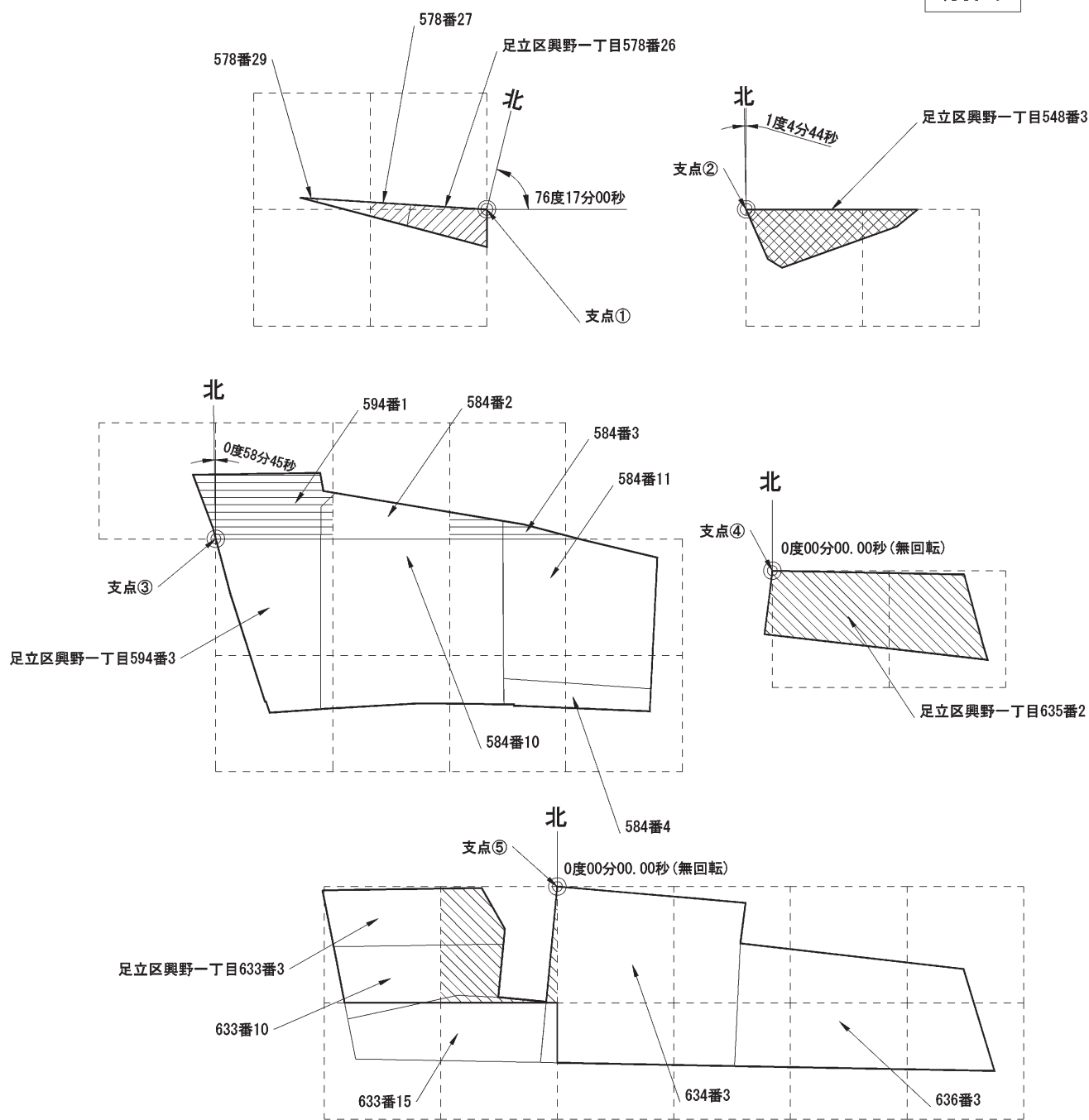
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区興野一
丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化
合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- 形質変更時要届出区域
(平成30年東京都告示第1623号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域
(令和元年東京都告示第226号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域
(令和6年東京都告示第701号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域
(この告示で指定する区域)

【支点】

支点①：足立区興野一丁目578番26の最北端とする。
 支点②：足立区興野一丁目548番3の最北端とする。
 支点③：足立区興野一丁目594番3の最北端とする。
 支点④：X座標：-25384.494 Y座標：-4659.701
 支点⑤：X座標：-25385.054 Y座標：-4676.097
 座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、
 世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

支点①：76度17分00秒
 支点②：1度4分44秒
 支点③：0度58分45秒
 支点④：0度00分00.00秒
 支点⑤：0度00分00.00秒

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七
号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

